

# 鳥取県立生涯学習センター管理業務仕様書

この仕様書は、鳥取県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の管理業務等を実施するための仕様を示すものである。

指定管理者は、委託業務の遂行に当たり、生涯学習センターが文部科学省「社会教育施設整備費補助金」を用いて建設された「社会教育に関する情報提供、教材開発、学習相談、指導者研修、広域事業等を総合的に行う施設」であり、また、生涯学習施策を進めるための県の拠点施設であることを十分に認識し、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う生涯学習・社会教育に関する事業への施設設備の優先利用を確保するとともに、社会教育関係団体や生涯学習に取り組む者への研修の場や学習教材・資料・情報の提供、学習相談への対応、施設利用を通じて生涯学習・社会教育に取り組む個人や各種団体、学校、企業などの交流促進などに積極的に取り組むことにより、本県における社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を目指すこと。

また、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作り、各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防、設備の恒久化に努めるとともに、利用者の安全を確保すること。

## I 管理業務に関する事項

### 1 基本的事項

- (1) 県の生涯学習振興の中核機関として、県民に学習機会の提供を行うこと。それに当たっては、平成27年11月17日鳥取県教育審議会答申「今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方」(URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1002595/toushin.pdf>)の趣旨を尊重し、教育委員会が進める生涯学習振興施策に基づき実施すること。
- (2) 社会教育関係団体や生涯学習に取り組む者への研修の場や学習教材・資料の提供、学習相談への対応に積極的に取り組むことにより、本県における社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を目指すこと。
- (3) 教育委員会と連携及び調整を図り、教育委員会が行う社会教育・生涯学習に関する事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保すること。
- (4) 団体交流室に入居している全県組織の社会教育に関する活動を行う団体に対して、その活動支援を行うこと。
- (5) 施設設備を最良の状態に整えるなど利用者にとって快適な施設の環境づくりを行うとともに、利用者の安全を確保すること。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (7) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努めること。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 教育委員会と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

### 2 来館者の総合受付・案内等

- (1) 利用案内を作成し、施設利用希望者へ配布するとともに、指定管理者のホームページ等への掲示により、広く県民に周知すること。
- (2) 指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ等について、適切な対応を行うこと。
- (3) 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を教育委員会へ速やかに文書で報告すること。

### 3 施設利用の許可等

- (1) 利用の許可  
生涯学習センターの利用の許可について、生涯学習センター条例（鳥取県立生涯学習セン

ターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）をいう。以下同じ）第7条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。また、管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付すること。

ア 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

イ 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

エ 国、地方公共団体、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人及び一般財団法人、及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人以外の者が、物品の販売、あっせん、寄附金その他の金品の募集又は勧誘行為を行うために生涯学習センターの施設設備を利用しようとするものであるとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、生涯学習センターの管理上支障があるものとして、教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

#### (2) 利用の制限

生涯学習センター条例第8条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者又はおそれのある者に対して、生涯学習センターの利用を拒み、又は生涯学習センターからの退去を命ずることができること。

ア 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者

イ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をする者

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者

エ アからウに掲げる者のほか、生涯学習センターの管理上支障があると認められる者として教育委員会規則で定める者

#### (3) 措置命令

生涯学習センター条例第9条の規定に基づき、指定管理者は、生涯学習センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができること。

#### (4) 利用許可の取消し

生涯学習センター条例第10条の規定に基づき、指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができること。

ア 生涯学習センター条例若しくは条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反した者

イ (3)の命令に従わない者

ウ 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがある者

エ 利用許可の条件に違反した者

オ 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けた者

カ アからオまでに掲げる者のほか、生涯学習センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがある者

### 4 施設利用の受付・許可

(1) 利用申し込みは、原則としてホール及び講義室の場合は利用日の属する月の1年前から、研修室は利用日の属する月の4か月前から受け付けることとし、同時期に複数の団体からの利用申し込みがあった場合には、申し込み順により受付・許可を行うこと。

(2) 生涯学習・社会教育に関する事業として教育委員会が施設設備を利用する場合にあっては、(1)の受付期間前であっても受付・許可を行うこと。

(3) 利用許可に係る事務は迅速に行うこと。

(4) 指定管理者は、施設の利用に係る利用料金を徴収すること。

- (5) 利用料金の設定は、鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）資料5に定める金額を標準とし、新たな施設設備の利用料金を設定する場合には、現行利用料金の設定金額との均衡に配慮して設定すること。
- (6) 利用料金の減免は、募集要項資料6に定める減免基準の減免率を下限として指定管理者があらかじめ知事の承認を得た基準で行うこととし、減免基準に当たる利用申込みがあった際において適切に周知し、利用料金を減額し、又は免除すること。
- (7) キャンセル料の取扱いは、次の取扱いを基準として、指定管理者においてその取扱いを定め、利用者に周知すること。ただし、利用者にとって基準より不利となる取扱いを定めることは認めない。

取り止め理由	届出時期		料金の支払状況	→ 還付又は 請求額
	ホール	講義室、パソコン研修室、 研修室		
天災等により 利用ができない場合	当日まで	当日まで	支払済み 未納	全額還付 請求の中止
その他利用者の 都合による 場合	利用日の1 か月前まで	利用日の7日前まで	支払済み 未納	半額還付 半額請求
	上記の期間 を経過して いるとき	上記の期間を 経過しているとき	支払済み 未納	還付なし 全額請求

- (8) 利用料金の徴収及び返還方法については、指定管理者において定めること。

## 5 前管理者が受けた利用申込み等

- (1) 前管理者が受けた令和6年4月以降の利用申込みは指定管理者が引き継ぐこと。
- (2) (1)に係る前納の利用料金は、利用者が支払った時点の「管理者」へ支払われたものではなく、公の施設の利用の対価として支払われたものであるため、前納の利用料金がある場合は、指定管理者へ引き継ぐものとする。
- (3) 令和6年3月以前の利用に係る未納の利用料金については、施設の利用が行われた時点の管理者の未収金であり、前管理者が対応すること。
- (4) 令和6年4月以降に指定管理者が利用料金を値下げすることに伴い、前納の利用料金から「返還」が生じる場合は、利用者に対する有利な遡及であり、指定管理者はその差額を当該利用者へ返還すること。  
ただし、指定管理者が新たな利用料金を設定することに伴う追加徴収はできないこと。
- (5) 上記の取扱いは、次期指定管理者への引継ぎにおいても同様であること。

## 6 施設の貸出等

- (1) 県民が施設を利用する上で、必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 附属設備・備品の準備及び使用方法と注意事項の説明等を行うこと。
- (3) 音響・照明・映像等設備の利用指導及び操作を行うこと。

## 7 団体交流室の利用の許可

- (1) 団体交流室の入退去
- ア 団体交流室への入居（専用機の設置）については、施設利用を通じた生涯学習に取り組む個人・団体の交流促進をより一層進める観点から、当該利用許可を指定管理者の業務範囲とするものであること。
- イ 団体交流室に係る利用団体及び専用機の設置台数の変更が行われる場合においては、その事実が明らかになった時点で速やかに教育委員会に一報するとともに、入居団体名、専用機の設置台数等を業務報告書に記載し、県に報告すること。
- ウ 団体交流室への入居団体に係る光熱水費等（実費）を徴収し、一括して支払うこと。なお、光熱水費等を徴収する方法は指定管理者において定めること。

## (2) 利用許可の条件

ア 団体交流室へ入居させる団体は、全県下に下部組織があつて、それを統括する団体であり、かつ全県的な社会教育に関する活動を行う団体に限るものとし、指定管理者の判断により利用を許可すること。

この場合において、新規に利用を許可するときは、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならない。

イ なお、募集要項資料7記載の現在入居している団体にあつては、当該団体からの退去の意思がない限り、継続して入居を許可すること。

ウ 共有スペースの利用ルール及び制限等については、必要に応じて、指定管理者において入居団体と協議のうえ定めること。

## (3) 団体印刷室の利用

ア 団体印刷室の印刷機器については、専用机を置く団体のみ利用させること。

イ カラーコピー機の利用については、各団体の利用実績に応じて、その実費を徴収すること。

ウ 輪転機については、無償で利用させること。（ただし、印刷用紙は各団体にそれぞれ準備させること。）

エ 印刷機器の利用ルール及び制限等については、必要に応じて、指定管理者において入居団体と協議のうえ定めること。

## 8 自動販売機等の設置

### (1) 設置の報告

自動販売機等の設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

この場合においては、設置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

### (2) 留意事項

ア 現在の設置場所及び台数は、募集要項資料7のとおりである。追加設置に当たっては、生涯学習センターの設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で設置すること。

イ 設置に当たっては、次の点を要件とする。

- ・ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。
- ・青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しないこと。
- ・ゲーム機類は、設置しないこと。

ウ 自動販売機の設置を他の業者へ委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

エ ウの委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

## 9 レストランの運営

### (1) 運営の考え方

ア レストランの設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

イ 営業時間は、現行の営業時間等を参考として、指定管理者が設定すること。

ウ ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。

### (2) 留意事項

ア 現在のレストランの利用許可の状況は、募集要項資料7のとおりである。現在のレストランの設置面積等の変更にあつては、生涯学習センターの設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で行うこと。

イ レストランの設置を他の業者へ委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

ウ イの委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

## 10 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み(予定価格)により、次のとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合い見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

## 11 県内発注

管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めなければならないが、特に委託、工事請負を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者へ発注する必要がある場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

## 12 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者(65歳以上)の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

- (1) 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。
- (2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

## 13 事故が発生した場合の報告及び公表

- (1) 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

- (2) 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。
- (3) 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

## 14 県が直接行う使用許可の範囲

指定管理者の業務範囲である利用許可以外の許可(行政財産の目的外使用許可)は、県がその許可事務を直接行うため、該当申請があれば速やかに県に連絡すること。

(例示)

- ・電気、水道、ガス事業等の用に供する路線等
- ・利用者の利便に供するもの以外のもの

なお、現在の行政財産の目的外使用許可の状況は、募集要項資料7のとおりである。

## 1 5 生涯学習の普及振興に関する業務

- (1) 生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務  
(詳細は別紙1を参照)
  - ア 生涯学習の振興を図るため、学習相談を行うこと。
  - イ 県内生涯学習団体等への支援を行うこと。
  - ウ 団体交流室の入居団体等の支援を行うこと。
  - エ 生涯学習展示コーナーの企画・運営を行うこと。
  - オ ふれあい文庫の充実に向けた企画・運営を行うこと。
  - カ 指定管理者が独自に企画・立案した県民の生涯学習の振興を図るための業務を行うこと。
  - キ 生涯学習センターの利用促進を図るための業務を行うこと。
- (2) とっとり県民カレッジ講座の企画、運営に関する業務  
(詳細は別紙2を参照)
- (3) 生涯学習情報の提供に関する業務 (詳細は別紙3を参照)
  - ア 生涯学習情報誌の企画・編集・発行を行うこと。
  - イ 生涯学習情報システムの運用を行うこと。
- (4) 高校生等の自主学習支援に関する業務  
(詳細は別紙5を参照)

## 1 6 緊急時の対応等

- (1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。
- (2) 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、生涯学習センターの使用について県の指示に従わなければならない。
  - ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、生涯学習センターを閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
  - イ 生涯学習センターについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
- (4) (3)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (5) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために生涯学習センターを閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。
- (6) AED（自動体外式除細動器）の取扱い
  - ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを設置しており、指定管理者は、職員が常時使用できるよう管理を行うこと。
  - イ 指定管理者は次のとおり維持管理を行うこと。
    - (ア) AEDを常時使用できるよう最低年1回定期点検すること。
    - (イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。
  - ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。  
※AED（自動体外式除細動器）の概要  
突然の心停止者の心臓のリズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器
- (7) J-A L E R T（全国瞬時警報システム）の取扱い  
県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的としてJ-A L E R Tを設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。

## ※全国瞬時警報システム（J-ALERT）の概要

概要緊急地震速報のほかに、津波警報、国民保護に関する情報などを館内に自動的に放送するシステム

### 17 組織及び人員配置

- (1) 管理運営業務の実施や利用者の要望に適切に応えられる業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 館長相当職（常勤職員）を1名配置すること。なお、配置する人材は、社会教育施設又は学校教育施設もしくはこれらに類する施設への勤務経験者で、これらの経営に堪能な者とする。
- (3) 次の資格等を有する者を1名以上配置すること。
  - (ア) 甲種防火管理者の資格
  - (イ) 機械及び電気関係等施設の維持管理に係る3年以上の実務経験を有する者
  - (ウ) 舞台照明及び音響設備の操作に精通
- (4) 開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、適切かつ迅速な利用料金の収受と、収受した利用料金の適切な管理を行うことができる者を、会館事務所に常時1名以上配置すること。
- (5) 開館時間中はいつでも利用者からの生涯学習に関する学習相談に応じることができるよう、生涯学習情報に精通した者を会館事務所に1名以上配置すること。なお、配置する人材には、社会教育施設又は学校教育施設もしくはこれらに類する施設での指導経験があり、生涯学習の振興に関する事業の企画・立案・実施ができる者を含むものとする。
- (6) 開館時間中は巡回警備を、閉館時間中は機械警備を行うこととし、開館時間中の巡回警備について常時行うことのできる人材配置を行うこと。
- (7) 職員は、施設利用者のIT機器の利用に当たり必要に応じて利用支援を行うよう努めるとともに、今後、IT機器の活用がますます進むであろうことを踏まえ、当該分野に精通した職員の育成に努めること。
- (8) 15 生涯学習の普及振興に関する事業のうち、(2)「とっとり県民カレッジ講座の企画・運営に関する業務」及び(3)「生涯学習情報の提供に関する業務」を着実に実施できる体制を整えること。
- (9) 職員は、万一の事故等に備え、AED（自動体外式除細動器）を含む応急処置の講習をうけるなど、施設利用者の急病、けが等に対応できるよう努めること。
- (10) 生涯学習センター内の巡回警備や利用者の案内、機械・電気設備の操作などで開館時間中に会館事務所が無人となることがないように留意した職員体制とすること。
- (11) 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事等以外の役員の職にある2人以上の者（役員に準ずる職にある者を含む。）に、次に掲げる職務を行わせるものとする。
  - ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
  - イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び教育委員会へ報告すること。
  - ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

### 18 職員研修等の実施

- (1) 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- (2) 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアル等を作成し、職員の指導を行うこと。

### 19 収支状況の管理

- (1) 試算表の作成  
毎月の収入支出の状況を明らかにする試算表を毎月作成すること。

(2) 収支帳簿の作成及び証憑書類の整理・保存

収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、令和16年3月31日まで保存すること。

**2.0 事業計画書及び報告書の提出、利用者アンケート調査の実施と報告**

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度1月末までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、教育委員会に提出すること。

(2) 業務報告書の提出

事業の実施状況について、以下の内容の月報を作成し、その翌月15日までに教育委員会へ報告すること。

ア 利用者数及び増減理由の分析

イ 利用料金及び減免の実績

ウ 生涯学習に関する相談者数の実績

エ 指定管理者が企画・実施した県民の生涯学習の振興を図るための業務への応募者及び受講者数等の実績

オ 指定管理者が行う業務に係る第三者への委託・工事請負、発注の状況

カ 施設、設備及び備品の損傷状況及びその修繕実績並びに県の責において改良又は修繕が必要な箇所

キ その他必要な事項

(3) 利用者アンケート調査の実施及び報告

施設利用者にアンケートを実施し、利用者の要望等には対応を努力すること。また、調査結果及び対応内容について、事業報告書で教育委員会へ報告すること。

(4) 事業報告書の提出

以下の内容を作成し、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を教育委員会へ提出すること。なお、必要に応じ、以下の内容以外について報告を求めることがある。

ア 管理運営の体制（職員に係る雇用条件、労働状況を含む）

イ 管理の業務の実施状況

ウ 利用者数の実績及び増減の分析

エ 利用料金の収入の状況

オ 管理に係る経費の収支状況

カ アンケート調査結果及び対応内容

**2.1 県立施設予約システムの取扱い**

(1) 県では県立施設における利用者の利便、施設利用予約業務の効率化を図るため、県立施設予約システム（以下「予約システム」という。）を導入しており、指定管理者は予約システムを利用して予約業務を行うこと。

(2) 指定管理者は、予約システムを適正に利用するとともに、システム上の異常、不具合等が発生した場合は、速やかに県が指定する予約システム運用保守業者又は鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課に連絡すること。

(3) 予約システムに係る運用保守経費は県が負担するものであること。

ただし、帳票のカスタマイズ等については指定管理者の負担において実施すること。

**2.2 Google Map等の管理について**

各施設のホームページの管理にとどまらず、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

**2.3 キャッシュレス決済への対応について**

施設利用者の利便性を確保するため、入館料、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

#### **2.4 ネーミングライツの取扱い**

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、生涯学習センターにおいて新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

#### **2.5 指定期間終了時の引継業務**

指定管理者は、指定期間が終了する際若しくは指定の取消等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

## II 保守管理に関する事項

指定管理者が行う特記すべき最低限の保守管理業務は次のとおり。  
(詳細は別紙5を参照)

### 1 清掃

日常清掃、定期清掃及び特別清掃を行うこと。

### 2 衛生

建築物環境衛生管理業務を行うこと。

### 3 消防

消防法の規定に従い、点検をすること。

### 4 電気設備

電気事業法に基づく保安規定に従って電気設備の点検をすること。

### 5 保安警備

ア 防犯・防火及び防災に万全を期し、次のことに留意して、利用者が安心して利用できる環境を確保した保安警備業務を行うこと。

(ア) 火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置

(イ) 消防署及び教育委員会又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

(ウ) 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置

(エ) 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

イ 人的警備（開館時）と機械警備システムを併用して24時間警備（休館日を含む）を行うこと。

ウ 入居団体への鍵の受け渡し、不審者の発見及び進入阻止等を適切に行うこと。

エ 警備日誌を作成すること。

オ 巡回業務を行い、異常の有無の確認及び火災予防点検を行うこと。

カ 甲種防火管理者を設置すること。

### 6 保険

ア 入館者傷害保険に加入すること。

イ 補償額の基準は、下記の基準を下限とする。

施設管理責任	人身 事故	1事故当り支払限度額	10億円
		1名当り支払限度額	1億円
		人格権侵害事故限度額（1事故・期間中）	100万円
		免責金額	なし
財物 事故		1事故当り支払限度額	1000万円
		物理的損壊を伴わない第三者財物使用不能損害限度額	
		1事故当り	500万円
		免責金額	なし
災害補償		被災者対応費用補償	100万円
		被災者傷害見舞費用補償(被災者1名あたりの限度額)	
		死亡見舞費用	50万円
		後遺障害見舞費用	50万円
		入院見舞費用	10万円
	通院見舞費用	5万円	

(参考：公立文化施設賠償責任保険・公立文化施設災害補償保険)

## 7 備品の管理

- (1) 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。
- (2) 県は、募集要項資料9「県貸付物品対象一覧」に記載する備品等について、指定管理者と別途貸付契約を締結し、指定管理者へ無償で貸し付けること。
- (3) 指定管理者は、県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還すること。
- (4) 県が指定管理料による購入を指示した備品及び(3)により備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理すること。
- (5) 県が貸与した備品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は指定管理者の所有に帰属するものであること。  
※備品とは、性質、形状を変えずに長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

## 8 現有リース物件等の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、現管理者が教育委員会から契約を引き継ぎ第三者から賃貸等を受けている物件で、契約に残存期間があるものについて、今回に限り当該契約を引き継ぐこと。
- (2) ただし、指定管理者が残存期間の契約を引き継がないことにより発生する違約金等を負担する場合はこの限りではない。

## 9 修繕

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を適正な利用に供するよう日常的に保守点検を行い、施設等の保全に努めること。

また、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性を確保するために必要な応急処置を行うとともに、発注1件当たり50万円未満の修繕にあつては指定管理者の負担により行い、それ以外の場合は県の負担により行うこと。

修繕する内容については、指定管理者が修繕が必要と判断したもののほか、県が施設の管理上必要と判断したものについても、指定管理者は県の指示により修繕を行うこと。

※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

## 10 関係書類の整備

保守管理に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、令和16年3月31日まで保管しなければならない。ただし、県が当該書類を受け入れ、又は第三者に引き継ぐことを承認したときは、この限りではない。

## 11 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故又は故障が発生したときは、教育委員会に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要する場合又は軽微な事故・故障の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずるものとする。

### 【業務内容詳細】

- 別紙1 生涯学習の普及振興に関する事業一覧
- 別紙2 とっとり県民カレッジ講座の企画、運営等に関する業務
- 別紙3 生涯学習情報提供に関する事業一覧
- 別紙4 高校生等の自主学習支援に関する業務
- 別紙5 生涯学習センターの施設整備管理業務一覧  
(別紙1の添付資料)
  - 別添1 生涯学習展示コーナー展示要領
- (別紙5の添付資料)
  - 別添2 清掃作業業務仕様書
  - 別添2-1 現状の鳥取県立生涯学習センター清掃作業基準表
  - 別添2-2 鳥取県立生涯学習センター清掃作業基準提案書
  - 別添3 建物環境衛生管理業務仕様書
  - 別添4 警備仕様書

- 別添 5 消防用設備等保守点検仕様書
- 別添 6 エレベータ保守点検仕様書
- 別添 7 ホール吊物保守点検仕様書
- 別添 8 庭園管理仕様書
- 別添 9 電気設備点検仕様書
- 別添 1 0 空気調和機等の保守点検業務仕様書
- 別添 1 1 舞台照明設備保守点検仕様書
- 別添 1 2 冷温水発生機保守点検仕様書
- 別添 1 3 ホール音響設備機器保守点検仕様書
- 別添 1 4 中央監視装置等保守点検仕様書